

令和8年4月吉日

各 位

OATアグリオ株式会社

「トモノールS」適用拡大のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてよりご協力を賜りました殺虫剤「トモノールS」が令和8年4月22日付けにて適用拡大登録となりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも、皆様のご指導ご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

商品名 : トモノールS (第9783号)
 有効成分・% : マシン油 97.0%
 登録年月日 : 令和8年4月22日 (適用拡大)

<1>適用内容の変更:

- ・ 作物名「りんご」の適用害虫名「ハダニ類」の希釈倍数「50倍」、「100倍」及び「200倍」を、希釈倍数「50～200倍」に変更し、使用時期を「芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで）」とする。
- ・ 作物名「りんご」の適用害虫名「カイガラムシ類」の希釈倍数50倍の使用時期として、「芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで）」を追加する。

【変更後】 (変更する作物のみ抜粋)

| 作物名 | 適用病虫害名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | マシン油を含む農薬の総使用回数 |
|-----|---------|---------|--------------|--------------------|---------|------|-----------------|
| りんご | ハダニ類 | 25倍 | 200～700L/10a | 発芽前 | — | 散布 | — |
| | | 50～200倍 | | 芽出直前～展葉期（発芽後3週間まで） | | | |
| | カイガラムシ類 | 50倍 | | 発芽前 | | | |
| | | 25～50倍 | | | | | |

<2>注意事項等の変更

農薬登録申請書第8項

【追加】

(13) りんごの展葉期に使用する場合は下記の事項に注意すること

- ① 展葉期の散布では葉の周囲が褐変する薬害が生じることがある。遅れて散布すると、葉だけでなく花弁にも薬害が生じる可能性があるので注意すること。
- ② 樹勢が弱っている場合は薬害が出やすいので散布をさけること。
- ③ カイガラムシ類の防除目的で使用する場合はナシマルカイガラムシを主体に散布することが望ましい。
- ④ 本剤はフェンバレレートを含む農薬との混用でモザイク症状の薬害が発生するおそれがあるため、フェンバレレートを含む農薬との混用をさけること。
- ⑤ りんごの赤果肉品種では、展葉期以降に散布すると葉に赤点などの薬害が現れることがあるため、散布をさけること。

以上

【変更後】

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | マシン油を含む農薬の総使用回数 | | | |
|------------------------------|-------------------------|--------------|----------------------|----------------------------------|---------|------|-----------------|-----|---------|---------------|
| かんきつ | カイガラムシ類 ハダニ類 | 60～80 倍 | 200～ 700L/10 a | 12～3 月 | — | 散布 | — | | | |
| | ハダニ類 | 100～200 倍 | | 4～5 月 | | | | | | |
| | ヤノネカイガラム シ幼虫 ハダニ類 | | | 夏期 | | | | | | |
| りんご | ハダニ類 | 25 倍 | | 発芽前 | | | | | | |
| | | 50～200 倍 | | 芽出直前～ 展葉期（発 芽後 3 週間 まで） | | | | | | |
| | カイガラムシ類 | 50 倍 | | | | | | | | |
| なし | ハダニ類 カイガラムシ類 | 25～50 倍 | | | | | | 発芽前 | | |
| もも ネクタリン | ハダニ類及び越冬 卵 | | | | | | | | | |
| かき | | | | | | | | | | |
| おうとう | | | | | | | | | 100 倍 | 発芽後 2 週間まで |
| うめ | カイガラムシ類 | | | | | | | | 25～50 倍 | 発芽前 |
| すもも | | | | | | | | | 20～50 倍 | |
| 小粒核果類 （うめ、す ももを除 く） | | | | | | | | | 50 倍 | |
| キウイフル ーツ | | 30 倍 | | | | | | | | |
| びわ | | 100 倍 | 8～9 月 | | | | | | | |
| きゅうり | うどんこ病 ハダニ類 | 200 倍 | 100～ 300L/10 a | — | | | | | | |
| いちご すいか なす | ハダニ類 | 100～150 倍 | 1000L/1 0a | 5～9 月 10～3 月 | | | | | | |
| 茶 | クワシロカイガラ ムシ | 50～100 倍 | 200～ 400L/10 a | 5～9 月 10～3 月 | | | | | | |
| | チャトゲコナジラ ミ | 100～150 倍 | | 5～9 月 | | | | | | |
| | | 50～100 倍 | 10～3 月 | | | | | | | |
| | カンザワハダニ | 100～150 倍 | 5～9 月 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|------------------------|-------------|--------------|-------|--|--|--|
| | チャノナガサビダ ニ | 50～150 倍 | | 10～3月 | | | |
| 桑 | クワシロカイガラ ムシ | 30倍 | 50～ | 12～3月 | | | |
| | クワシロカイガラ ムシ 若齢幼虫 | 50～60倍 | 200L/10 a | 5～11月 | | | |

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使い切ること。
- (2) 散布前によく攪拌すること。
- (3) 散布の際はマスク、手袋などをして散布液を吸い込んだり、多量に浴びたりしないように注意し、作業後は顔、手足などの皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをすること。
- (4) 高温時の散布では薬害を生じやすいので、散布は日中をさけ朝夕の涼しい時に所定濃度範囲の低濃度で行うこと。
- (5) 散布直後の降雨は、本剤の効果が低下するので、特に冬期散布においては、好天の続くときに使用すること。
- (6) 調製した薬液は速やかに散布すること。
- (7) 石灰硫黄合剤、ボルドー液などのアルカリ性薬剤やジチアノン剤、TPN 剤などの水和剤及び銅剤との混用はさけること。
- (8) かんきつに使用する場合は下記の事項に注意すること。
 - ① 散布後、葉（特に旧葉）に油浸斑を生じることがあるが日数の経過に従って、消失し、落葉を助長することはない。但し、かんばつ等で樹勢が弱っている場合には散布しないこと。
 - ② ジチアノン剤との近接散布は果実に薬害を生じる危険があるのでさけること。
 - ③ 3月に本剤を使用する時は、なるべく早めに散布すること。この場合、石灰硫黄合剤の散布はさけること。
 - ④ ジメトエート剤との混用はヤノネカイガラムシ第1世代防除時期には、樹勢により落葉を助長することがあるのでさけること。
 - ⑤ 4～5月の本剤の使用は、12～3月にマシン油乳剤等の使用されない場合のミカンハダニの防除に使用する。
- (9) 茶の5～9月の使用は、摘採直後の幼虫発生期に行ない、摘採前4週間は使用しないこと。
- (10) 桑に使用する場合には、発芽後の散布は薬害を生じるので、冬期又は夏切直後に使用すること。
- (11) クワシロカイガラムシ対象の場合は、散布量を十分にし、樹幹がよくぬれるように散布する。特に茶は株元に十分かかるように散布すること。
- (12) りんごに使用する場合、芽出し直後の散布は時期を失しないようにすること。遅れて散布すると、葉の周囲が褐変することがあるので、使用濃度に注意すること。
- (13) りんごの展葉期に使用する場合は下記の事項に注意すること
 - ① 展葉期の散布では葉の周囲が褐変する薬害が生じることがある。遅れて散布すると、葉だけでなく花卉にも薬害が生じる可能性があるので注意すること。
 - ② 樹勢が弱っている場合は薬害が出やすいので散布をさけること。
 - ③ カイガラムシ類の防除目的で使用する場合はナシマルカイガラムシを主体に散布することが望ましい。
 - ④ 本剤はフェンバレレートを含む農薬との混用でモザイク症状の薬害が発生するおそれがあるため、フェンバレレートを含む農薬との混用をさけること。
 - ⑤ りんごの赤果肉品種では、展葉期以降に散布すると葉に赤点などの薬害が現れることがあるため、散布をさけること。
- (14) 果菜類に使用する場合は下記の事項を守ること。
 - ① 幼苗期の散布は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。また、連続散布する場合の散布間隔は7日以上あけるとともに、過度の連用はさけること。
 - ② 収穫間近に散布すると、果実にオイル光を生じることがあるので留意すること。
 - ③ ハダニ類に対しては速効性が不十分であり、また、1回散布では効果が不十分であるので、なるべく発生初期に7～10日間隔でくり返し散布すること。
 - ④ うどんこ病に対しては、病害の発生前～発生初期から7～10日間隔でくり返し散布すること。発病後の1回散布では十分な効果は得られないので注意すること。
 - ⑤ いちごに使用する場合、急激な気温上昇時は、がく焼けを助長するので使用をさけること。また、軟弱苗や異常高温時は薬害を助長するので使用をさけること。他剤との混用及び近接散布は薬害が生じ易くなるおそれがあるので、さけること。

- ⑥ すいかに使用する場合、着果後の散布は果実の外観を悪くすることがあるので、所定濃度範囲の低濃度で使用するか、なるべく果実にかからないように散布すること。
- (15) すももに使用する場合は、高濃度での散布は薬害を生じるおそれがあるので所定濃度で使用する。
- (16) 本剤は自動車などの塗装面に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (17) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意すること。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。